

# 平成23年4月からは障害年金の加算範囲が拡大されます。

## 拡大される加算範囲の内容について

- ◆平成23年4月1日より前にて、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さまを有している場合には、法施行時(※)から加算の対象となります。
- ※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することとなります

## 障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子さまが障害基礎年金の子加算の対象では支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子さまの間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

## ◆子加算より児童扶養手当額が多い場合の取り扱い(今回の新たな取り扱い)



## ◆子加算が児童扶養手当額より多い場合の取り扱い(従来と同じ)



## ◆それぞれの支給月額は下表のとおり

	1人目	2人目	3人目以降
障害年金子加算	18,916円	18,916円	6,300円
児童扶養手当	41,550円~9,810円	5,000円	3,000円

## ◆具体的な受給例は以下のとおり

児童が3人で1人目の児童扶養手当月額が41,550円の場合

- ・1人目は、児童扶養手当額>子加算額のため、児童扶養手当を受給
- ・2人目は、児童扶養手当2人目額<子加算1人目額のため、子加算を受給
- ・3人目は、児童扶養手当2人目額<子加算2人目額のため、子加算を受給

▶問い合わせ  
【障害年金加算改善法について】お近くの年金事務所および市役所市民保険課国民年金担当窓口  
【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】市福祉事務所

これまでに障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子さまがいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子さまがいる場合にも届け出によって加算を行うことになります。

◆平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さまを有したこととなった場合は、その事実が発生した時点(※)から加算の対象となります。

※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することとなります



老齢基礎年金は原則として65歳から受けることができます。ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。しかし、繰り上げ支給の請求をした時点(月単位)に応じて年金が減額され、その後では障害基礎年金の支給を受けることはできなくなります。そのほかにも不利益な点が多いので、注意が必要です。

## 繰り上げ支給

65歳から受けることができます。ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。最大で30%)は一生変わりません。また、繰り上げ請求した後では障害基礎年金の支給を受けることはできなくなります。そのほかにも不利益な点が多いので、注意が必要です。

## 繰り下げ支給

希望すれば66歳以降に増額された老齢基礎年金を受けることができ、その増額率(月単位)で0.7%最大で42%)は一生変わりません。ただし、遺族年金等、他年金の受給権がある場合、繰り下げ請求ができるかもしれません。また、振替加算については、増額の対象になりませんが、繰り下げ待機中は受けすることができます。

平成23年度の定額保険料は月額15,020円(満額)になります。▼老齢基礎年金

平成23年度の定額保険料は月額15,020円(満額)になります。  
▼老齢基礎年金

平成23年度の定額保険料は月額15,020円(満額)になりました。  
▼老齢基礎年金

日本国内に住むすべての人は、20歳になると国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられます。学生は申請により保険料の納付が猶豫される「学生納付特例制度」を利用することができます。

●対象者

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校など(夜間・定時制課程や通信制課程も含む)に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が180万円以下の人(平成22年度の所得基準)

■申請手続き

市役所市民保険課・国民年金窓口に申請してください。  
※申請は毎年度必要です。申請が遅くなると、万が一の時に障害基礎年金等が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。  
■申請に必要なもの

年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書、印鑑(本人署名の場合は不要など)  
▼前年度に学生納付特例の申請をされた方で、申請書に卒業予定日を記入し、23年度もガキを送りますので簡単な記入で申請することができます。

■問い合わせ

市役所市民保険課  
電話 0881-864-1111

●児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは…

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。

●児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは…

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

右記のワクチンについては、接種後の死亡例が報告されました。ですが、4月1日から接種を一時的に見合わせていましたが、4月1日から接種を再開する見込みとなりましたのでお知らせします。

■問い合わせ

市役所健康対策課  
電話 0881-864-1111

小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの接種再開

平成23年1月から、中学1年生、高校3年生の女子に対する助成が始まっています。現在ワクチンが予防ワクチン。現在ワクチンが不足しています。

このため、すでに接種された方の2回目・3回目の接種間隔を守るために、ワクチンを確保しております。初回接種希望者への接種が困難な状況になっています。夏頃から接種が可能となるようですが。これから接種を希望される方は、今しばらくお待ちください。

不足しています。

方の2回目・3回目の接種間隔を守るために、ワクチンを確保しております。初回接種の1ヶ月後接種3回目: 初回接種後約1ヶ月後接種3回目: 初回接種後約1ヶ月後接種2回目: 初回接種後約1ヶ月後接種3回目:  
※通常3回、筋肉内注射登録(初回のみ)

■接種間隔

市役所健康対策課  
登記所(法務局)に出向かなくてもオンラインで簡単に登記事項証明書等を請求できます。

## 登記・供託オンライン申請

①インターネットが使えるお手元のパソコンで、申請者情報などを送付していただくと、登記事項証明書送付請求書等を作成(特別な環境設定はいりません)  
②登記・供託オンライン申請システムにログイン。登記事項証明書送付請求書等が郵送されます(手数料の納付は、インターネットバンキングやATMで電子登記の場合は1通700円ですが、オンライン申請の場合は1通570円とお得です)。  
詳しく述べたまわり、「登記・供託オンライン申請システム」のホームページをご覗ください。



老齢基礎年金は年金開始は請求した翌月分からとなりますので必ず70歳到達月末までに請求してください。

●平成23年度の年金額は変更(減額)になりました。

●老齢基礎年金

●承認を受けた期間は…

●承認期間

※扶養親族等がいる場合や社会保険料控除等がある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます

老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも、10年内にさかの年に一定の加算額がかかります。※承認を受けた年度から3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額がかかります。

23年4月から24年3月までに承認を受けた場合の期間は…

※扶養親族等がいる場合や社会保険料控除等がある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます

市とルネサスエレクトロニクス㈱が締結している公害防止協定書による工場の排水検査結果を報告します。

項目	単位	目標値	測定値
排出量	m³/D	—	2,305/2,210/2,580
水温	°C	—	21.7/22.2/22.4/23.2
水素イオン	PH	5.8~8.6	6.9/7.1/6.9/7.1
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	20以下	0.5
浮遊物質量(SS)	"	25以下	1.0未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	"	5以下	0.5未満
銅含有量	"	1以下	0.01未満
鉄素含有量	"	8以下	2.3
シアノ化合物	"	(1以下)	0.1未満
鉛及びその化合物	"	0.1以下	0.002未満
ヒ素及びその化合物	"	(0.1以下)	0.005未満
クロム含有量	"	(2以下)	0.02未満

※排出量、水温、水素イオン濃度は、第1~第4週の水曜日に検査した数値です。  
※目標値とは、公害防止協定書による目標値です。  
※目標値()内は、国の基準です。  
※この水質検査は毎月行われています。結果については、紙面の都合上3カ月に一度掲載します。